

◆申告期限

- ・申告所得税および復興特別所得税
3月15日(火)
- ・消費税および地方消費税
3月31日(木)
- ・贈与税
3月15日(火)

◆振替納付日

- ・平成27年分申告所得税および復興特別所得税第3期分
4月20日(水)
- ・平成27年分消費税および地方消費税確定申告分
4月25日(月)

◆復興特別所得税の記載漏れに注意してください

還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。
復興特別所得税は、平成25年分～平成49年分の各年分の基準所得税額に21%の税率を乗じて計算します。

◆東日本大震災の被害を受けて避難している方へ

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難している方の国税に関する相談は、最寄りの税務署で行うことができます。

◆記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月より、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

◆公的年金を受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、住民税の申告は、従来どおり必要です。

この場合も、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

◆住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入し、平成27年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは、住宅借入金特別控除を受けることができます。

控除を受けるための要件など、不明な点は税務署に問い合わせてください。

税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。

所得税の「確定申告書等作成コーナー」に、給与所得者・公的年金所得者の方向け申告書作成画面が新設されました。作成した申告書は、印刷して郵送などにより提出することができます。また「e-tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-taxホームページを参照してください。

問合せ先（「確定申告書等作成コーナー」操作に関して）

☎0570-011-5901

碧南警察署からのお知らせ

あなたのパソコンが狙われている！

あなたのパソコンが悪用され、サイバー攻撃の踏み台になることも！？

～ 各種不正プログラムに感染しないために ～



- ① OSやウェブサイトなどのソフトウェアを最新の状態にする。
- ② ウイルス対策ソフトは最新の状態に更新し、定期的に全データをウイルスチェックする。
- ③ 電子メールに添付されているファイルを安易に開かない。
- ④ 匿名で投稿できる掲示板などに掲載されたリンクやメール本文のURLを安易にクリックしない。
- ⑤ 作成者のわからないプログラムを安易に実行しない。

問合せ先 碧南警察署 ☎46-0110